時事新報

東洋の平和

今度の戰爭は東洋の平和の爲めに戰ふの戰なり第一に朝鮮國事の改革は何の爲めなりやと云ふに東洋の天地に朝鮮の如き紊亂國を其儘に存するは甚だ危險の至りにして動もすれば全局面の平和を破るの患あるが故に其隣國たる支那帝國と共に事政改革の勢を取らんみとを申込みたるものなり支那政府にして果して平和を欲するものならんには一も二もなく我申込に同意して共に改革の勸告を爲す可き筈なるに彼は單に同意を表せざるのみか陰に陽に種々の手段を運らして頻りに隣國の改革進歩を妨げんと試み到底平和を望まざるの暴動明白なるに至りしのみ即ち日本は最初より東洋の平和を目的として其目的の爲めに止むを得ずして戰ふものなれば彼がいよ〳〵先非を後悔して婚和の談判とあれば固より望む所にして一日も早く兵を收めんとするみそ日本の願なれ決して之を拒むものに非ずと雖も抑も彼が年來の事動を見るに心事甚だ疑ふ可きもの多し例へば明治十五年と云ひ又十七年と云ひ朝鮮の內亂に際して其爲す所邪て亂源を除て平和を維持するの計に出でざるのみか他の亂に乘じて遂に之を呑噬するの勢を現はし恰も日本に對して戰を挑みたるは每度のみとにして彼の東學黨鎭定の爲めと稱して少なからざる兵隊を派出したるが如き其目的の所在は自から明白なる可し支那人の陰險反覆は世界一般に認むる所にして容易に信ず可らざるが故に彼と婚和の談判に付ては充分に注意して欺かれざるの用心ふそ第一の肝要なれ我輩の所見を以てすれば彼が眞實心の底より改悟を表し婚和の爲めには如何なる條件をも辭せずとて只管平身低頭して哀願すれば兎も角も其心中、一點にても疑ふ可きものあらんには如何なる請求も決して許す可らず飽までも打懲らして充分に苦痛を感ぜしめいよ〳〵自から屈服して本音を吐くの時機を待つに非ざれば不可なり一時姑息の平和は他日東洋の全局に波瀾再發の禍機を萌ふものと知る可し或は日本が容易に支那の婚和を容れざるは平和の目的に背くものにして其理由は明白なりと雖も局外に在る西洋の諸外國より見るときは戰爭の事實は取りも直さず目下の平和を破る者なり左なきだに干涉云々の說ある其處に若しも我國が支那の請願を許さずして飽までも之を屈服せしむるの決心とあれば諸外國は平和回復の爲めに實際に干涉を試みるに至るやも知る可らずとの揣測もあらんなれ共抑も諸外國が何故に平和の回復を望むやと云ふに東洋の戰爭は自國の利害嫌ち東洋に於ける商賈貿易の盛衰に關係あるが爲めに外ならざる可し果して然らば遽に干涉を試みて始末の平和を望むは商賈貿易の點より見て永遠の利益なりや否や大に考ふ可き事なり支那の國情を察するに中央政府の威信は國中に行はれず地方の政治は人民の意に任ずして政治の依據す可きものなく人民は無知蒙昧、外國人を敵視して動もすれば虐殺等の罪を犯すは勿論のことにして其事實は一々計へるに遑あらず彼が個人に接するは殆んど百年本のみとにして中比[illegible]の例を以ても[illegible]の[illegible]中比[illegible]りて火比[illegible]目を[illegible]なるに依て[illegible]未曾の[illegible]を呈せざるは兵器を[illegible]き入るの外なし試に商賈の一點に就て見るも版圖は彼の如く廣大にして四億の人口を有しながら一年の輸出入額は僅に三億兩にも上る筈はずと云ふ四百餘州の八九分は今尙ほ純然たる鎖國の體に安んずるものなり假りに一歩を退き商賈の振不振は人民發達の程度如何に由るものにして致方なしとするも爰に等閑に付す可らざるは彼の人民が外人を敵視するの一事にして從來とても外國の宣教師を殺し教會を燒くなどの亂暴は普通の出來事なるに今度の戰爭に付き彼の政府の力はます〳〵薄弱を感じてます〳〵威信を失ふのみならず苟も外國人とあれば其何國の人たるを問はず一概に敵視して其間に區別なきは蒙昧なる人民の常にして既に目下天津北京等の居留外人は一般に危險を免れざる程の次第なりと云へば若しも充分に彼等を懲らさずして半途に戰を止むるみともあらば彼愚民等はます〳〵外人敵視の念を增して云ふ可らざるの狂暴を逞ふするは必然の成行なる可し政府の薄弱蔑散に加ふるに人民の無知暴亂を以てす外國人たるものは生命の危險さへも圖る可らず況して商賈の安全の如き迚も望む可らざる所にして支那に對する諸外國の實見は非常の影響を蒙らざるを得ず實際に免る可らざるの成行にみそあれば商賈貿易の利害の爲めに平和の回復を望まんとして生ずるも非ず殺るも非ず半死半生の間に戰爭の中止を告げて偖は其排外の暴を逞ふせしむるは決して得策に非ず諸外國にして果して事の利害に着目するものならんには兩國の戰爭に關して心を勞するよりも寧ろ支那の始末に立入りて充分に其政府人民を懲戒し東洋の平和を妨ぐるの禍源を絕たしむるみそ永遠の利益なる可し我輩は單に歐洲諸國の爲めに謀りても一時姑息の平和は其國々の利益を保護する所以の道に非ざるみとを敢て斷言するものなり

官報

○東京府告示第八號

明治二十七年第四期分即チ本月渡レ文武官恩給及扶助料等支給期日本年（一月）東京府告示第一號ヲ以テ差期繰越此度限リ左記ノ日割ヲ以テ交付ス　但本年四月滅レタリ　ハ明治二十七年（九月）東京府告示第五十七號ノ通リ

明治二十八年一月二十一日　東京府知事　三浦安

文官恩給

一月二十三日　退官恩給（一期金額三十圓以上ノモノ）
同　二十四日　同（三十圓未滿ノモノ）及賜扶助料共

陸軍恩給

一月二十五日　廢藩恩給、廢增加恩給、退職料及賜扶助料共
同　二十六日　廢藩恩給、廢增加恩給及賜扶助料

海軍恩給

一月二十八日　廢藩恩給、廢增加恩給、退職料及賜扶助料共

東京府告示第八號全照

明治二十七年（九月）東京府告示第五十七號ハ賞勳年金及恩給扶助料交付期日ノ件ナリ

雜報

○征淸再從軍記（第十一報）

（一月十一日金州發）

第二軍司令部付旅發員　堀井卯之助

戰鬪餘聞

旅順の敗兵双臺溝と襲ふ

去る十一月二十一日森田砲兵大尉は中間廠長として數多の彈藥を車載し人夫五百名を引率して柳樹屯の第一野戰砲廠を圍發し翌二十二日午前九時双臺溝の中間廠に赴き銃工長に其旨を囑し同長の指揮によりて先き

高の方に轟はれ追々增加し既に双臺溝を蔽はんとするの警報に接したり當時同地には兵站司令部あり且つ[illegible]多の彈藥を監督支配するの中間廠なれども守備兵は僅に一分隊に過ぎず依て森田大尉の士卒は悉く死を決し兵站司令官香川少佐に向て命令を請へり少佐命を下して曰く兵站部副官高津大尉外一名は守備兵を指揮して本道を防禦すべし又左側の海岸防禦には森田砲兵大尉之れに當れ余は中央の道路にありて緩急に應ずべしと因て直に人夫二百五十名を分割し各々棍棒を携帶せしめ本道左方の丘陵上に配布せしに敵は本道を避け左側なる海岸に向ひたり其數大凡六七百名、此方面より一擧に襲撃せんとす此處には彈藥集積所なれども如何せん戰兵なければ彼に對する能はず依て大尉は病院出張所の輜兵六名、同入院重輕症患者下士卒十二三名、監視隊兵十四五名、彈藥縱列下士卒三四名、中間砲廠長一名を集合し前方畑地に進み散開して敵に當らしめたり此時敵は頻りに發砲前進し來る其間約五六百メートル、敵の銃丸頻りに發砲前進し來る其間約五六百メートルの處に達したる頃豫て藪蔭後に隱し置きたる人夫約三百名許を突出せしめたるに敵は數多の戰兵現はれたりと誤認し俄に海岸に沿ひ東北方營城子の方向に逃走せんとする一剌那本道上の守備兵も來り合し勢勢吶喊して一齊に進撃したるに敵は大に狼狽し死體を捨て逃走せり內にも白馬に跨りたる士官三名は馬に鞭ちて眞先に逃げ出したる樣最と面白くも又見苦しかりし此防禦に敵兵を仆すみと五十名に降らず委棄したる死體ばかりも十五に達したりと云ふ左れども我將校下士卒人夫に至る迄一人の死傷なく彈丸、外套を貫通せしもの只一人あり しのみ此日の防禦に於て最も務めたるは第三聯隊の川崎軍曹と外山監視兵の兩氏なり川崎氏は十八日の小戰鬪に於て樽部貫通銃創を受け重症にて此地に入院し居たるに森田大尉の危急を聞き憤然銃を杖きて防禦に盡力し敵兵を仆したり其勇氣其精神實に感ずるに餘りあり大尉は軍曹の手を握り涙を流して其厚意を謝し併せて創痍の劇甚ならざらんとを祈れり又外山監視兵は深く敵兵の間に進入して五人を生擒し且つ馬上の士官を仆し其他四五名を銃殺せり余は次に氏の功績を揭げて讀者の一覽に供せずして止む能はず

外山監視兵の奮鬪

氏は群馬縣の人名を慶作と呼ぶ齡に三年の兵役に服したる後豫備に編入せられ今回日淸事件の起ると同時に召集に應じ第二軍第一野戰砲廠監視に編入せられ軍夫百三十二名を引率して彼子窩より上陸し爾後攻城砲彈藥を運搬して金州に赴くの途次一人の敵兵突然車輛縱列の前方に進み出て頻りに陣鐘を打ち鳴らし隊伍を集めんとするの模樣あり氏は直に敵に組付き難なく之を生擒して進行し後に步兵第十五聯隊附兵所に之を引渡したり十一月二十一日に至り双臺溝に中間廠を設けらるゝに付き加納銃工長に引率せられ彈藥若干を兵卒六名と共に監視し運搬しつゝありしが道路砂濘深く途中非常の困難を極め夜に入りたり加納氏は先發したるに付き外山氏等は闇夜道を探りつゝ翌廿二日午前二時頃双臺溝を距る一里余の處に車輛を止めたり時に風雨激しく殊に寒威强きを以て軍夫の疲勞甚だし爲に車輛は到底双臺溝に到着するみと能はず此に於て外山氏は同處に赴き銃工長に其旨を囑し同長の指揮によりて先き

に車輛を止めし地に歸りて双臺溝中間廠に[illegible]車輛を進めて双臺溝中間廠に[illegible]時頃氣を付けとの命令に[illegible]りし內銃工長[illegible]けと云ひながら小銃を携[illegible]を手にし銃工長と共に進[illegible]田で一は海岸指して一は[illegible]せり氏は急に本道の方面に[illegible]しも香川兵站官は雙眼鏡を[illegible]止め乘馬の敵潰を擊つべ[illegible]坂を降りて海岸に至られ[illegible]進み來れり外山氏は小銃を[illegible]亦應戰したるが氏は益々[illegible]作したり敵は小岡陵に登り[illegible]氏は屈せずして前進し遂に[illegible]彈飛來りて股をかすり外套[illegible]り暫く左方の凹地に屈み居[illegible]敵の將校は馬に鞭ち進み[illegible]き上りて一登の下に之を[illegible]當り八名の敵兵は氏を追撃[illegible]香、單身之に向ふて射撃し[illegible]挺、彈藥若干を分捕し双[illegible]廠に歸らんとせし時同司令[illegible]し且つ屢壓齊を差出すべき[illegible]

敵の將校一名を生擒し五名を仆したりと云ふ

○商業會議所條例改正

明治二十三年法律第八十一[illegible]改正す

第一條　此條例に商業者とあ[illegible]ふ

一　商法第四條の商取引[illegible]四號第六號に掲げたる[illegible]

二　第一項に掲げたる取[illegible]式會社及取引所

三　第一項に掲げたる取[illegible]社員合資會社の業務執[illegible]社の取締役及取引所の[illegible]

第四條　第二項第三項を左の[illegible]商業に關する法律規[illegible]法に付意見を官廳に開[illegible]る意見を官廳其他に表[illegible]

三　商業の實況及其統計[illegible]

第五條　會議所設立地に於[illegible]の社員役員となり其地に於[illegible]並會議所設立地に於て營[illegible]會社株式會社及取引所は[illegible]す

第六條　第一條第二項の合資[illegible]三箇年以上權利を有する[illegible]十歲以上の男子は會員の[illegible]合資會社株式會社及取引所[illegible]其代理權を有する年齡滿三[illegible]る

第七條　第五條及第六條の規[illegible]事務に付ては農商務大臣は[illegible]得る[illegible]又は會社取引所の[illegible]を定むるみとを得[illegible]

所得稅法第二十九條但書に[illegible]商務大臣は[illegible]額に基き財産上の資格を[illegible]

第十四條　銷「項」及右の通[illegible]